

11

定額部分とは（60歳台前半）

定額部分とは厚生年金に1年(12月)以上加入した人が、**65歳到達以前の期間に受給できる厚生年金**の一部分です。現在その支給開始年齢は61歳から65歳へと段階的に引き上げられており、**昭和24年度以後生れの男性、及び昭和29年度以後生れの女性は受給できません。**

定額部分の計算式

0.985は平成21年度スライド率

$$\text{【定額単価】} \times \text{【被保険者月数】} \times 0.985$$

あなたの
場合は？

$$1,676\text{円} \times \text{乗率} \times \text{被保険者月数} \text{月} \times 0.985 = \text{定額部分} \text{円}$$

定額部分 乗率・金額表

【定額単価】は1,676円×乗率 です。(端数処理は計算の最後に行います)
【被保険者月数】は、60歳前に厚生年金に加入していた月数で、生れ年度別に上限月数(下表参照)があります。

生れ年度	定額単価	乗率	上限月数	満額 (定額部分の年金額)
昭和元年度	1,676円 × 乗率	1.875	420月 (35年)	1,300,052円
昭和2年度		1.817		1,259,837円
昭和3年度		1.761		1,221,009円
昭和4年度		1.707	432月 (36年)	1,217,384円
昭和5年度		1.654		1,179,586円
昭和6年度		1.603		1,143,214円
昭和7年度		1.553		1,107,555円
昭和8年度		1.505	444月 (37年)	1,073,323円
昭和9年度		1.458		1,068,688円
昭和10年度		1.413		1,035,703円
昭和11年度		1.369		1,003,452円
昭和12年度		1.327		972,667円
昭和13年度		1.286	456月 (38年)	942,615円
昭和14年度		1.246		913,295円
昭和15年度		1.208		885,442円
昭和16年度		1.170		857,589円
昭和17年度		1.134		831,201円
昭和18年度		1.099		805,547円
昭和19年度		1.065	468月 (39年)	801,724円
昭和20年度		1.032	480月 (40年)	797,326円
昭和21年度～		1.000		792,413円

60歳台前半の受給資格：昭和27年度以前生れの男性と昭和32年度以前生れの女性が65歳到達前に受給できる厚生年金の給付には、定額部分と報酬比例部分と加給年金とがあります。その受給資格として、老齢基礎年金の受給資格を満たしていること、厚生年金の加入期間が1年(12ヶ月)以上あること、60歳に達していることの3条件が必要です。

厚生年金の中高齢者の特例：13頁の特例により右の表Aの加入年数15年(180月)～19年(228月)で老齢基礎年金の受給資格期間を満たした昭和25年度以前生れの人は、被保険者月数が240月に満たない場合でも240月として計算されます。

定額部分の開始年齢の特例：次に該当する人は、60歳から定額部分と報酬比例部分および加給年金額を合わせた年金額を受けられます。

長期加入者の特例：厚生年金加入期間が44年(528月)以上あり被保険者でない人

障害者の特例：厚生年金の障害等級表の3級以上に該当し被保険者でない人

第3種被保険者の特例：坑内員または船員としての加入期間が15年以上ある人(但し、昭和28年度以前生れの人は、右の表Bのとおり生れ年度により55歳～59歳から年金を受給できます)

表A

生れ年度	年数
～昭和21年度	15年
昭和22年度	16年
昭和23年度	17年
昭和24年度	18年
昭和25年度	19年

表B

生れ年度	年数
～昭和20年度	55歳
昭和21・22年度	56歳
昭和23・24年度	57歳
昭和25・26年度	58歳
昭和27・28年度	59歳